平成２３年（フ）第２５６８号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
破産者　清瀬　純也
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５６号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ14棟202号
破産者　ツキギ硝子こと　槻木　孝行
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９６号
広島市中区鶴見町７番１　第三藤島ビル203号
破産者　貞吉　昌治
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２１号
名古屋市昭和区広路町字石坂５番地の４　アーバンドエル八事石坂802号
破産者　林　　早苗
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０７号
名古屋市天白区池場１丁目408番地の１　美芳ハイツ207号
破産者　喜太楼こと　福岡　直志
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５６６号
広島市中区鶴見町７番１　第三藤島ビル203号
破産者　貞吉　恭子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
愛知県豊橋市西小鷹野２丁目13番地12、開始決定時の住所愛知県豊橋市下地町字北村88番地の１
破産者　榊原　秋雄
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６７７号
大阪府岸和田市岡山町1534番地の29
破産者　嶋田　正彦
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
大阪府岸和田市岡山町1534番地の29
破産者　嶋田　典子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８４号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目502番地
破産者　義本　勇二
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１１３号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　10棟202号
破産者　新田雄一郎
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３２号
神戸市北区大脇台８番１―906号
破産者　橋本　里美
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番12―308号、旧住所奈良県橿原市白橿町５丁目１―３―204
破産者　泉岡　一宏
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４８号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見1800番地、申立時の住所熊本県上益城郡山都町金内141番地１―103号
破産者　藤原　美華
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４７号
熊本市西原１丁目11番45―101号
破産者　福島　三郎
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１号
北海道沙流郡日高町本町東２丁目111番地の４
破産者　木下　彰一
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
盛岡市東見前４地割８―23　スウィートガーデンＣ201、住民票上の住所岩手県釜石市松原町２丁目３番４号
破産者　岡本　英知
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０８号
宮城県白石市白川犬卒都婆字椚下13番地
破産者　小野　法広
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４１３号
埼玉県川越市大塚１丁目12番地12、土地の名称地番変更前の表示埼玉県川越市大字大塚新田542番地17
破産者　小宮　　尊
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部